



～「一人ひとりが輝き 豊かで活力あるまち ちくしの」をめざして～

ちくしの女性センターニュース

2016年
4月

今年は「筑紫野市男女共同参画推進条例」施行10周年！<part 3>

「筑紫野市男女共同参画推進条例」(平成18年4月1日施行)は、今年で10年目を迎えます。そこで、2月号では条例の「目的」と「基本理念」、3月号では「責務」についてご紹介しました。今月は、「苦情及び救済の申出」(第33条～43条)についてご紹介いたします。筑紫野市では、男女共同参画推進委員会を設置しています(第21条)。男女共同参画推進委員は、市の施策や措置に対する苦情と性による人権侵害の救済について、男女共同参画の視点で処理をする市の附属機関です。

苦情や救済処理の流れ

※こんなとき申出をすることができます。

<苦情の申出>(市に対して)

- 市の男女共同参画施策に対して意見や要望があるとき
- 市の施策や措置が男女共同参画の推進を阻害していると思われるとき

<救済の申出>

(市、市民、事業者、団体に対して)

- 市内において、性による差別的な取り扱い等の人権侵害を受けたとき

男女共同参画推進委員の調査

苦情への対応

推進委員は、市に対し必要な調査を行い、改善のための措置を講じます。(是正及び勧告、公表、意見表明)

救済への対応

推進委員は、関係者に対し必要な調査を行い、救済のための必要な措置を講じます。

- 市が人権侵害をしたとき

- 市以外の市民、事業者、団体が人権侵害をしたとき → 市長の対応

結果を申出人に報告

※また条例では、人権侵害行為の禁止など(第11条)を明記しています。

※「筑紫野市男女共同参画推進条例」については、筑紫野市のHPでも公開しています。

男性の家事参画応援講座 5月に開催!

「アイロン男子! ~きほんの『き』からはじめよう~」



「バリッとしたシャツを着て毎日を過ごしたい」「アイロンがけをマスターして家事に参画したい」「アイロンがけは意外と難しくて…」そんな男性を応援する講座です。アイロンがけの基礎やコツをみんなまでワイワイ楽しみながら学んでみませんか?



日時: 5月18日(水) 10:00~12:00

講師: 富永 由美さん (ハウスキーピング San)

場所: 筑紫野市生涯学習センター 3階 学習室5

対象: 家事初心者男性

持参物: シャツ、ハンカチなどアイロンがけをしてみたい衣類をご持参ください。

定員: 10名(先着順) 託児: 有(要事前予約)

申込・問い合わせ先: 男女共同参画推進課 TEL (092) 918-1311

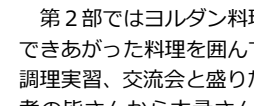
3月セミナー実施報告 男と女の共生セミナー <2016年3月21日(月)実施>

「国際料理交流会~ヨルダンを中心とした中近東の女性たち~」



第1部の講演風景

3月は、本多須美子さんを講師にお迎えして、「国際料理交流会」を開催しました。第1部では講演会を行ない、JICA シニア海外ボランティアとしてヨルダンの小中学校で体育指導や教員研修を行った本多さんの経験から、中近東の女子教育や女性の生活についてなど、日本と比較しながら分かりやすくお話していただきました。また国際的な面から見た日本の男女平等については、「女性の政治参画が少ない」「女性の労働人口が少ない」など、ヨルダンと日本は共通点があることについてお話ししていただき、非常に興味深い内容でした。



第2部の調理実習

第2部ではヨルダン料理の調理実習を行い、第3部ではできあがった料理を囲んで交流会を行いました。講演、調理実習、交流会と盛りだくさんな内容でしたが、参加者の皆さんから本多さんへの質問は尽きることはありませんでした。



出来上がった料理

女性情報プラザのご案内

※女性情報プラザ(場所は筑紫野市生涯学習センター1階)では、現在右記の11団体が登録し、男女共同参画社会づくりのための活動や団体間の相互交流、情報発信を行っています。

毎月定例会を開いています。



※女性情報プラザに登録を希望される団体は、お気軽にお問い合わせ下さい。

※また、女性情報プラザでは、男女共同参画や女性問題に関する図書や視聴覚資料を各種取り揃えています。図書はひとり3冊まで2週間借りられます。ビデオやDVDは館内で視聴できます。

<女性情報プラザ利用登録団体>

- ・筑紫野市翼の会
 - ・高齢者福祉を考える市民の会
 - ・ちくしの子ども劇場
 - ・ちくし教育を考える会
 - ・ハレエサークルプリマ
 - ・ちくしのエコクラブ
 - ・ちくしのフォーラム
 - ・子ども条例研究会ちくしの
 - ・地域ねごサポート会ちくしの
 - ・筑紫野ジネット
 - ・ちくしのエコライフ
- (平成28年3月31日現在)

女性センター相談室のご案内



ひとりで悩んでいませんか?

TEL (092) 918-1311

夫婦のこと(DVや離婚など)、家族のこと、職場のこと(人間関係、セクハラ、パワハラなど)相談は無料です。秘密は守ります。

※面接相談は予約が必要です。
法律相談は、相談日の2週間前水曜日から、電話で申し込んで下さい。

相談	日時
総合相談	月~金 9:00~16:30 (休館日、祝日除く)
女性弁護士による法律相談	毎月第2・4火曜日 13:00~16:00(1人30分)

<発行>: 筑紫野市市民生活部男女共同参画推進課

〒818-0057 筑紫野市二日市南1-9-3 (生涯学習センター内)

TEL: 092-918-1311 FAX: 092-923-0416 e-mail: danjo@city.chikushino.fukuoka.jp